

三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十五年三月二十九日

三重県条例第十二号

※指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和3年三重県条例第22号)による改正後

三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布します。

三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉を目的とする事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(構造設備の一般原則)

第三条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生及び防災対策について十分考慮されたものでなければならない。

(規模)

第四条 養護老人ホームは、二十人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、十人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備)

第五条 養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二の耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第九号の三の準耐火建築物をいう。）でなければならない。ただし、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める養護老人ホームの建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されていると認めるときは、この限りでない。

2 養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該養護老人ホームの効果的な運

営が見込まれる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。）
- 三 食堂
- 四 集会室
- 五 浴室
- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 調理室
- 十 宿直室
- 十一 職員室
- 十二 面談室
- 十三 洗濯室又は洗濯場
- 十四 汚物処理室
- 十五 霊安室
- 十六 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

3 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

4 前三項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。

（職員）

第六条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営が見込まれ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第六号に掲げる職員を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第七号に掲げる職員（調理員に限る。）を置かないことができる。

- 一 施設長（養護老人ホームの長をいう。以下同じ。）
- 二 医師
- 三 生活相談員
- 四 支援員
- 五 看護師又は准看護師
- 六 栄養士
- 七 調理員、事務員その他の職員

2 前項の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項及び次項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームをいう。以下この項及び次項において同じ。）には、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、前項第二号に掲げる職員を置かないことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームには、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の職員により当

該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、第一項第三号、第六号又は第七号に掲げる職員を置かないことができる。

- 一 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- 二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- 三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- 四 病院 栄養士（病床数が百以上の病院の場合に限る。）
- 五 診療所 事務員その他の従業者

4 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、養護老人ホームの管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

（職員の資格要件）

第七条 施設長は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは同法第二条第一項に規定する社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（運営規程）

第八条 養護老人ホームの設置者は、規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

（非常災害対策）

第九条 養護老人ホームの設置者は、震災、風水害、火災その他の災害（以下この条及び第十六条の二第一項において「非常災害」という。）に対処するため、消火器、非常口その他の必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連携体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に職員に周知しなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（記録の整備）

第十条 養護老人ホームの設置者は、設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇の状況に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該入所者の処遇が完結した日から二年間保存しなければならない。

（入退所）

第十一条 養護老人ホームの設置者は、入所予定者の入所に際し、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照ら

し、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。

- 3 養護老人ホームの設置者は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及び当該入所者の家族の希望、当該入所者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。
- 4 養護老人ホームの設置者は、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 5 養護老人ホームの設置者は、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及び当該入所者の家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

(処遇計画)

第十二条 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 生活相談員は、入所者の心身の状況、置かれている環境、当該入所者及び当該入所者の家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、当該入所者に係る処遇計画を作成しなければならない。
- 3 生活相談員は、入所者に係る処遇計画について、当該入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第十三条 養護老人ホームの設置者は、入所者について、当該入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当かつ適切に行わなければならない。

- 2 養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者に係る処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は当該入所者の家族に対し、処遇上必要な事項について説明しなければならない。
- 4 養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下この条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 養護老人ホームの設置者は、前項の緊急やむを得ない場合において身体的拘束等を行ったときは、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第二十一条において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

(健康管理)

第十四条 養護老人ホームの設置者は、入所者について、その入所時及び毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(施設長の責務)

第十五条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、当該養護老人ホームの職員に第八条から前条まで及び次条から第二十一条までの規定その他規則で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第十六条 生活相談員は、処遇計画を作成し、当該処遇計画に沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、規則で定める業務を行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活相談員の責務に関し必要な基準は、規則で定める。

(業務継続計画の策定等)

第十六条の二 養護老人ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第十七条 養護老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第十八条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は入所者の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 養護老人ホームの設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は入所者の家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十九条 養護老人ホームの設置者は、行った処遇に関する入所者又は当該入所者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 養護老人ホームの設置者は、入所者に対して行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

4 養護老人ホームの設置者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

5 養護老人ホームの設置者は、社会福祉法第八十三条の運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査に協力するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第二十条 養護老人ホームの設置者は、事故の発生又は再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、入所者に対する処遇により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームの設置者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。

4 養護老人ホームの設置者は、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第二十一条 養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する基準)

第二十二条 この条例に定めるもののほか、養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、規則で定める。

(電磁的記録)

第二十三条 養護老人ホームの設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する養護老人ホームのうち、昭和四十一年十月一日前から存するものについては、第四条及び第五条第一項の規定は、当分の間適用しない。

3 この条例の施行の際現に存する養護老人ホームのうち、昭和六十二年三月九日前から存するものについては、第五条第二項第十四号の規定は、当分の間適用しない。

附 則（平成三十年三月二十二日三重県条例第四十九号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十月十七日三重県条例第七十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月二十三日三重県条例第二十二号）

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項、第二十二条の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第三十三項において準用する場合を含む。）、附則第六項及び附則第二十三項、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項及び第二十一条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第五項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十二条において準用する場合を含む。）、第十九条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条、第三十二条及び第三十六条において準用する場合を含む。）及び第二十二条第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十六条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第二十四条の二（新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条、第百条、第百三条、第百二十一条、第百三十三条、第百五十条（新指定居宅サービス等基準条例第百五十九条において準用する場合を含む。）、第百六十条の三、第百六十六条、第百七十九条（新指定居宅サービス等基準条例第百八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二条、第二百十三條、第二百二十六条、第二百二十九条及び第二百三十九条において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三条第四項、第二十四条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条及び附則第十三項において準用する場合を含む。）及び第二十八条第三項、第六条の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第二条第四項、第二十四条の二（新介護老人保健施設基準条例第三十四条及び附則第十二項において準用する場合を含む。）及び第二十八条第三項、第七条の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第二条第四項及び第二十五条の二、第八条の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第四十一条の八（新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条、第百十四条、第百三十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第百四十一条において準用する場合を含む。）、第百四十二条の三、第百四十八条、第百六十二条（新指定介護予防

サービス等基準条例第七十一条において準用する場合を含む。)、第百八十六条、第百九十七条、第二百十条、第二百十三條及び第二百二十四條において準用する場合を含む。)並びに第九條の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第二条第四項、第二十四條の二(新介護医療院基準条例第三十四條において準用する場合を含む。)&及び第二十八條第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第十七條の二(新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第三十三項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第十六條の二、新特別養護老人ホーム基準条例第十四條の二(新特別養護老人ホーム基準条例第二十七條、第三十二條及び第三十六條において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第十九條の二(新指定居宅サービス等基準条例第二十六條の三、第三十一條、第四十四條、第四十九條、第六十四條、第七十五條、第八十五條、第百條、第百三條、第百二十一條、第百三十三條、第百五十條(新指定居宅サービス等基準条例第百五十九條において準用する場合を含む。))、第百六十條の三、第百六十六條、第百七十九條(新指定居宅サービス等基準条例第百八十八條において準用する場合を含む。))、第二百二條、第二百十三條、第二百二十六條、第二百二十九條及び第二百三十九條において準用する場合を含む。))、新指定介護老人福祉施設基準条例第十七條の二(新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四條及び附則第十三項において準用する場合を含む。))、新介護老人保健施設基準条例第十七條の二(新介護老人保健施設基準条例第三十四條において準用する場合を含む。))、新指定介護療養型医療施設基準条例第十八條の二、新指定介護予防サービス等基準条例第四十一條の二の二(新指定介護予防サービス等基準条例第四十八條、第六十二條、第七十二條、第八十二條、第百十四條、第百三十二條(新指定介護予防サービス等基準条例第百四十一條において準用する場合を含む。))、第百四十二條の三、第百四十八條、第百六十二條(新指定介護予防サービス等基準条例第百七十一條において準用する場合を含む。))、第百八十六條、第百九十七條、第二百十条、第二百十三條及び第二百二十四條において準用する場合を含む。))及び新介護医療院基準条例第十七條の二(新介護医療院基準条例第三十四條において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二十条第三項(新指定居宅サービス等基準条例第二十六條の三、第三十一條、第四十四條、第四十九條、第六十四條、第七十五條、第八十五條及び第二百三十九條において準用する場合を含む。))、第九十八條第二項(新指定居宅サービス等基準条例第百三條、第百二十一條、第百五十條(新指定居宅サービス等基準条例第百五十九條において準用する場合を含む。))、第百六十條の三、第百六十六條、第二百二條及び第二百十三條において準用する場合を含む。))、第百三十一條第二項(新指定居宅サービス等基準条例第百七十九條(新指定居宅サービス等基準条例第百八十八條において準用する場合を含む。))において準用

する場合を含む。)及び第二百二十四条第六項(新指定居宅サービス等基準条例第二百二十九条において準用する場合を含む。)並びに新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条の三第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。)、第一百二十二条第二項(新指定介護予防サービス等基準条例第一百六十二条(新指定介護予防サービス等基準条例第一百七十一条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第一百三十条の二第二項(新指定介護予防サービス等基準条例第一百四十一条、第一百四十二条の三、第一百四十八条、第一百八十六条及び第一百九十七条において準用する場合を含む。)及び第二百八条第六項(新指定介護予防サービス等基準条例第二百十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。